商品概要説明書

財形住宅貯金

（　　年　　月　　日現在）

商 品 名	・財形住宅貯金
ご利用いただける方	・ＪＡと財形貯蓄契約を締結している企業の満 55 歳未満の勤労者
期　間 （預入期間）	・５年以上
預入方法等 （１）預入方法	・次の賃金から年１回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与
（２）預入金額	・１回あたり１円以上
（３）預入単位	・１円単位
（４）預入貯金の種類	・預入日の３年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法 （１）払出目的	・持ち家としての住宅取得又は増改築（以下「住宅取得等」という）の費用の充当に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要となります。
（２）全額払出	・住宅の取得等の日から１年以内に、取得費用を限度に１回に限り払い出します。
（３）２段階払出	・住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の 90％又は取得費用のいずれか低い額を限度とし、１回に限り払い出します。 また、１回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に１回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。
利　　息 （１）適用金利	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
（２）利払頻度	・払戻時に一括して支払います。なお、お申し出により積立額の一部を払い戻す場合は、その指定日に支払います。
（３）計算方法	・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算で１年ごとの複利計算をします。
（４）税　　金	・財形年金貯金と合わせ、550 万円まで非課税となります。 なお、550 万円の範囲内で申告された最高限度額を超過した場合は、超過した日以後に支払う利息は 20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
（５）金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	－
中途解約時の取扱い	**・上記の目的以外で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、５年間遡って追徴課税されます。** **・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **（１）６か月未満　　解約日における普通貯金利率** **（２）６か月以上１年未満　　預入時の２年以上利率×40%** **（３）１年以上１年６か月未満　　預入時の２年以上利率×50%** **（４）１年６か月以上２年未満　　預入時の２年以上利率×60%** **（５）２年以上２年６か月未満　　預入時の２年以上利率×70%**

	（６）２年６か月以上３年未満　　預入時の２年以上利率×90%
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）またはリスク管理部（電話：046－221－7292）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡリスク管理部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）
その他参考となる 事項	・お一人様一契約となっております。（一般財形貯金、財形年金貯金との併用は可能です。） ・貯金者が退職・役員昇格等により財形住宅貯金の要件に該当しなくなり事業主より「退職等に関する通知書」（退職した日から６か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。 ・貯金者が転職した場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税扱いを継続できます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡあつぎ